

家庭教育支援のあり方と方策

(報告)

平成 20 年 7 月 28 日

第 30 期静岡県社会教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 家庭教育支援の現状と問題点	3
1. 家庭教育及び家庭教育支援にかかわる現状	3
2. 家庭教育支援の問題点	10
(1) 親（保護者）について	
(2) 地域について	
(3) 行政について	
(4) 学校について	
(5) 企業・職場について	
3. 現状及び問題点への対応	12
第2章 家庭教育支援施策の方向	13
(1) 愛情を前提にすること	
(2) 人格の尊重を意識すること	
(3) 生命の尊厳を意識すること	
(4) おとな自身の生き方が問われるという意識をもつこと	
(5) 自律を基礎に協働を意識すること～社会のみんなで子どもを育てる～	
第3章 家庭教育支援施策にむけての提言	17
目標1 生活のために必要な習慣を身に付けさせる。	
(1) 規則正しい生活習慣を身に付ける。	
(2) 身の回りの片づけができる習慣を身に付ける。	
目標2 自立心を育成する。	
(1) 善悪の判断を身に付ける。	
(2) 社会体験活動を通して社会性を育む。	

目標 3 心身の調和のとれた発達を図る。

- (1) 「食」と「健康」を大切にする。
- (2) 子どもらしい遊び(外遊び)のできる環境をつくる。
- (3) 子どもの心身を支える家庭づくりをサポートする。

目標 4 家庭・学校・行政の実情に合わせた支援及び体制をつくる。

- (1) 主に家庭に注目した場合
- (2) 主に学校に注目した場合
- (3) 主に行政に注目した場合
- (4) その他

おわりに	21
第 30 期静岡県社会教育委員	22
第 30 期静岡県社会教育委員会審議経過の概要	23
ワーキンググループでの検討内容	24

はじめに

今期の社会教育委員会のテーマ「家庭教育支援のあり方と方策」は、委員会での議論が多岐にわたるテーマであった。それは、家庭教育というものは、誰もが経験・実践するものであり、そこから個々に意見をもつことができるものだからである。また、家庭という場は私の領域であって、そこへ公がどのようにかかわるのかは非常に難しい問題であり、議論が尽きなかったからである。

本委員会は、このテーマに対し、「社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言する」(社会教育法第 17 条)ことが主な任務であることを考慮して、報告書では、主に行政が家庭教育支援を行う際の課題と提言を中心に、多岐にわたる議論をとりまとめて提示することとした。ただし、教育委員会への助言を越えて、現実的には多様な方の目にふれることを想定して、その多様な読み手が自身の立場で、委員会による課題の整理と提言を読むことにより、さまざまに利用できる報告書となることを心がけた。

平成 18 年 12 月、教育基本法が改正された。第 10 条においては「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と家庭教育の意義とその支援の必要性が明記されている。また、第 13 条は学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力にふれ、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定している。家庭教育支援は、家庭教育に関する保護者等の学習としてとらえれば、社会教育と密接に関わる問題である。基本法に明記された家庭教育の重要性を広く周知するためにも、本報告書での具体的な提言が県下全域で広く活用されることを期待したい。

報告書では、まず、第 1 章で家庭教育および家庭教育支援の現状を把握した上で、家庭教育支援の問題点をあげた。次に、第 2 章で、これらの現状・問題点を考慮し、今後家庭教育支援施策はどのようなことを心がけて行われたらよいかを「家庭教育支援施策の方向」として 5 点にまとめた。第 3 章では、第 2 章で示した施策の方向性のもとに、具体的にはどのような施策が可能かを「家庭教育支援施策にむけての提言」として可能な限りのアイデアを列挙した。

最後に、これからの家庭教育支援に関するさまざまな期待を「おわりに」としてまとめた。なお、本報告書で家庭教育の対象と想定する「子ども」は、基本的には小学生までを中心とし、場合によっては中学生や高校生あるいはそれ以上の青少年を含む場合もあることをご了承いただきたい。

平成20年7月28日
第30期静岡県社会教育委員会

第1章 家庭教育支援の現状と問題点

1. 家庭教育及び家庭教育支援にかかわる現状

ここではまず簡単に家庭教育の現状を確認しよう。家庭での教育を担う親（保護者）は、最近ではその多くが子どもの教育についての関心を持ち、自分の子どもを大切にしている傾向にあるといわれる。また子育てに参加する父親もわずかながら増えているようである。しかしながら一方で、子育てに確固たる方針を持たず単に負担なこととだけ考えたり、親（保護者）側の大人としての生活を優先させ、その都合で子どもを生活させたりする場合も少なくはないといわれている。また、教育熱心なあまりに自分の子育てに自信を持たず、その悩みや問題を一人で抱え込んでしまっている場合もみられる。

これらの現状認識から、一般的に「最近の家庭はその教育力が低下した」といわれるのであるが、家庭の教育力がこれ以上低下することは、教育の目的である「人格の完成」の上でゆゆしき問題であり、議論にいとまがないとしても解決策を講じる必要があると考えられる。

家庭教育の取り組みについては、静岡県教育委員会が（財）静岡総合研究機構に委託して平成19年9月にまとめた「学校を取り巻く実態状況調査」において興味深い結果が出ている。

「基本的な生活習慣」「公共マナーや礼儀」「正しい食習慣」について、保護者、学校の教職員ともに、主に「家庭が担うのが望ましい」教育内容であると答えた割合が高く、共通認識が図られていると思われながら、実際に「その役割を果たしている」と思っている割合については、保護者と教職員に大きな差があった点である（表1）。具体的には、保護者では、その役割を果たしていると思っている割合がいずれも8割前後に達しているのに対し、教職員では、その割合が2割以下となっていた。保護者は家庭の役割を十分認識し、その役割を果たしていると思っているにもかかわらず、教職員にはその役割遂行は不十分にしか映っていないのである。

また、この他にも、保護者と学校の教職員の間で、教育内容の役割分担について、意識に差のあるものがあつた（表2）。具体的には、「スポーツ・文化活動」、「自然体験や社会体験」、「奉仕活動（ボランティア活動の経験）」について、保護者は、主に「学校が担うのが望ましい」と答えた割合が高いが、教職員は、「地域が担うのが望ましい」または「一概にはいえない」と答えた割合が高かった点である。

このような保護者と教職員との間にみられる意識のギャップは、子どもの教育そのものについての役割を誰が担うかについて、また、どのような連携の在り方を求めるかについての根本的な検討の必要を要請していると考えられる。

ところで、実際に県下の各市町で行われている家庭教育支援の現状をみると、家庭教育学級について、平成 19 年 11 月に県社会教育課が行った調査では、県下 42 市町のうち、40 市町の 842 か所で何らかの形で実施されていることがわかる（資料 1）。ただし、その参加率や内容については課題も多いようである。

なお、県としては、教育委員会をはじめとする家庭教育・子育て支援の関係部署が、子どもの年齢に応じて、子ども・保護者の両方に対してさまざまな支援を行っていることも確認できる（資料 2）。これらの施策が十分浸透しているかについての検討も総合的な方策を講じる際には必要なことになろう。

本委員会においても、第 4 回（平成 19 年 3 月 15 日開催）、第 5 回（平成 19 年 5 月 25 日開催）には、家庭教育支援の実践事例を当事者から報告していただいております（資料 3）、現状でも、行政機関以外でさまざまな家庭教育支援が行われていることを垣間見ることができた。

表1 保護者と教職員で「主に家庭が担うことが望ましい」と答えた割合に差はないが、「その役割を果たしている」と答えた割合に保護者と教職員に差があるもの

○基本的な生活習慣

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
主に家庭が担うことが望ましいと答えた割合	保護者	90.4%	88.3%	89.5%	71.4%
	教職員	94.3%	92.3%	93.2%	87.8%
その内、その役割を果たしていると答えた割合	保護者	<u>83.1%</u>	<u>80.5%</u>	<u>80.4%</u>	<u>76.6%</u>
	教職員	<u>13.4%</u>	<u>13.8%</u>	<u>17.4%</u>	<u>28.6%</u>

○公共マナーや礼儀

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
主に家庭が担うことが望ましいと答えた割合	保護者	72.1%	67.1%	66.6%	45.2%
	教職員	68.4%	66.2%	64.2%	48.5%
その内、その役割を果たしていると答えた割合	保護者	<u>82.3%</u>	<u>79.6%</u>	<u>80.4%</u>	<u>73.7%</u>
	教職員	<u>8.5%</u>	<u>10.2%</u>	<u>12.7%</u>	<u>21.0%</u>

○正しい食習慣

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
主に家庭が担うことが望ましいと答えた割合	保護者	91.4%	90.9%	93.4%	73.8%
	教職員	92.1%	92.1%	92.8%	81.6%
その内、その役割を果たしていると答えた割合	保護者	<u>80.3%</u>	<u>79.0%</u>	<u>79.5%</u>	<u>64.5%</u>
	教職員	<u>14.2%</u>	<u>19.8%</u>	<u>20.4%</u>	<u>30.6%</u>

表2 保護者と教職員の意識に差がある教育内容について

保護者と教職員で「主に担うことが望ましい」と答えた割合に差があるもの

			学校	家庭	地域	一概には はいえ ない
スポーツ・文化 活動	小学校	保護者	<u>58.4%</u>	6.1%	12.6%	19.6%
		教職員	19.3%	11.1%	<u>38.3%</u>	27.2%
	中学校	保護者	<u>76.7%</u>	1.8%	4.7%	12.7%
		教職員	<u>37.8%</u>	3.8%	<u>33.3%</u>	22.9%
	高等学 校	保護者	<u>78.0%</u>	1.3%	3.1%	14.1%
		教職員	<u>52.0%</u>	1.1%	<u>22.9%</u>	21.5%
特別支 援学校	保護者	<u>59.5%</u>	2.4%	9.5%	21.4%	
	教職員	<u>35.7%</u>	8.7%	<u>29.1%</u>	24.0%	
自然体験や社 会体験	小学校	保護者	<u>55.8%</u>	7.7%	9.5%	23.8%
		教職員	19.1%	20.1%	<u>21.7%</u>	<u>34.2%</u>
	中学校	保護者	<u>51.5%</u>	8.5%	12.8%	22.6%
		教職員	25.3%	15.8%	<u>28.6%</u>	28.1%
	高等学 校	保護者	<u>41.1%</u>	9.2%	18.0%	27.3%
		教職員	23.6%	14.1%	<u>29.0%</u>	<u>30.7%</u>
特別支 援学校	保護者	<u>47.6%</u>	7.1%	9.5%	28.6%	
	教職員	<u>32.1%</u>	17.3%	18.9%	<u>29.1%</u>	
奉仕活動（ボラ ンティア活動 の経験）	小学校	保護者	<u>39.3%</u>	3.7%	31.5%	21.9%
		教職員	17.0%	10.4%	<u>38.4%</u>	29.9%
	中学校	保護者	<u>39.9%</u>	2.9%	31.3%	21.2%
		教職員	21.7%	5.7%	<u>43.4%</u>	27.2%
	高等学 校	保護者	<u>33.4%</u>	3.1%	<u>35.8%</u>	23.1%
		教職員	17.9%	6.0%	<u>43.0%</u>	30.5%
特別支 援学校	保護者	<u>47.6%</u>	2.4%	21.4%	16.7%	
	教職員	25.5%	7.1%	<u>36.7%</u>	28.1%	

(平成19年9月 財団法人 静岡総合研究機構 学校を取り巻く実態状況調査)

資料1 静岡県家庭教育学級等の実施状況

(県教育委員会社会教育課調査 平成19年11月実施)

(1) 学級数

対象	幼稚園 保護者	保育所 保護者	小学校 保護者	中学校 保護者	保護者 全般	計
実施市町数	33	7	36	25	6	いずれかを実施 40
実施箇所数	268	31	349	128	66	842
総学校数	527	507	541	291	—	—

- ・幼稚園や小中学校に比べ、保育所保護者への実施市町が少なく、実施箇所数も極端に低い。
- ・実施箇所数の割合は、それぞれの総学校数において、幼、小、中学校の40～60%台に対し、保育所保護者へは6%の実施箇所数である。

(2) 学級生数

- ・対象は、全保護者であったり、当該学年であったり、希望者のみを対象としたりで、様々である。
- ・少子化の影響で、学級生の保護者が減少し、運営に困難をきたす学級が増加している。

(3) 参加率

- ・小学校1年生の保護者を対象とし、参加率47%。(湖西市)
- ・参加者が少なく、固定化されている。趣味的な内容になりがち。
(南伊豆町、松崎町、小山町、島田市)
- ・出席して欲しい保護者が出てこない。(東伊豆町、富士市)
- ・講座によって参加者数にばらつきがある。(富士宮市)

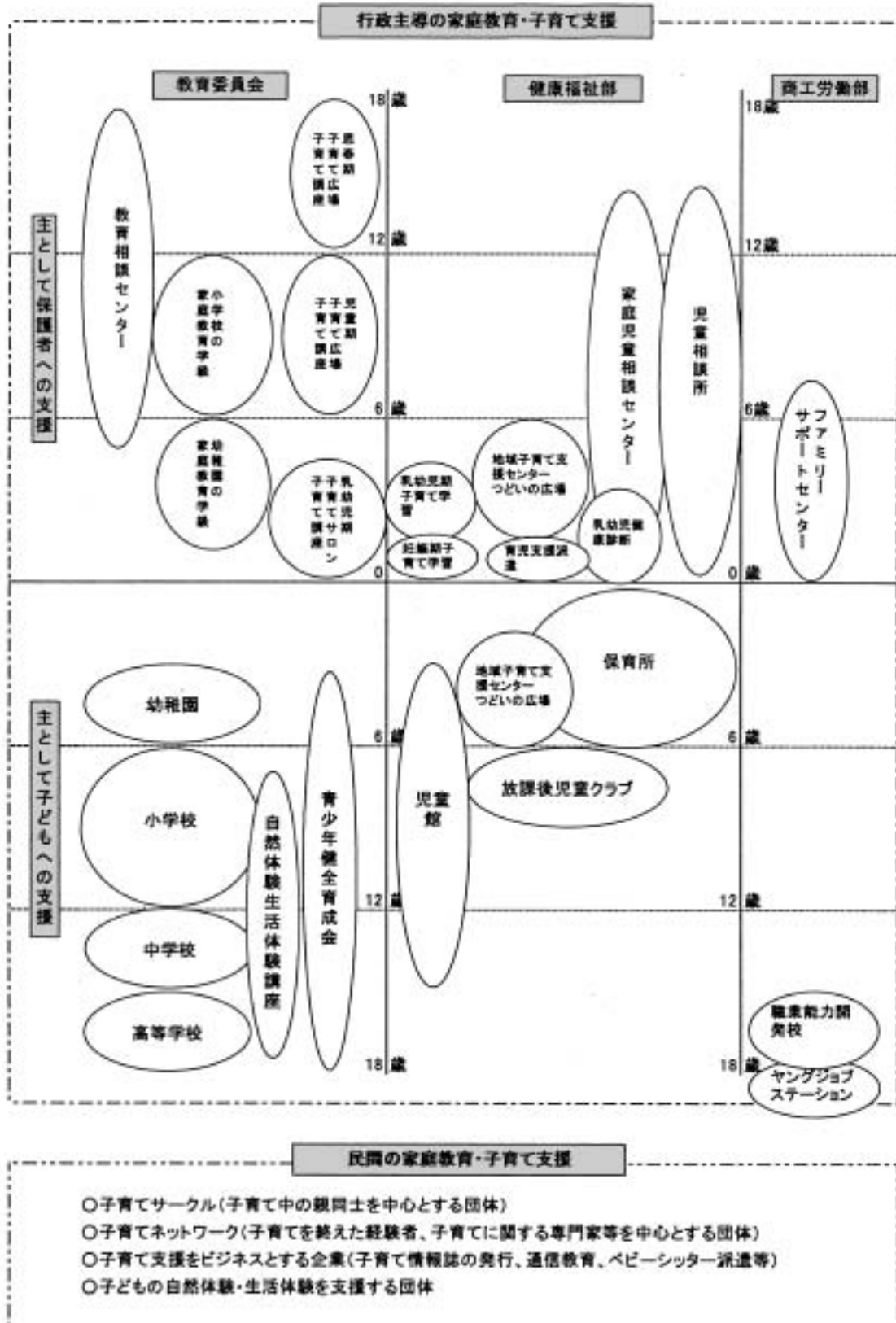
(4) 主たる学習内容

- ア 講演会、講座(子育て、食育、健康、交通安全、救急法、情報環境など)
- イ 体験教室(料理、体操、読み聞かせ、そば打ち、陶芸、体操など)
- ウ 交流会、懇談会
- エ 施設見学

- ・趣味的な内容、カルチャースクール的なものになりがち。
(伊東市、裾野市、伊豆の国市、清水町、小山町、岡部町)
- ・毎年似通った内容の繰り返し。マンネリ化。(下田市、由比町、川根町)
- ・趣味的な内容だと参加者が多いが、子育てに関する内容では参加者が集まらない。
(西伊豆町、新居町)

資料2 県施策の対象別・部局別家庭教育・子育て支援のイメージ

県教育委員会社会教育課 平成19年3月15日作成



資料3 社会教育委員会における実践事例報告の概要

第4回社会教育委員会(平成19年3月15日開催)

(1) NPO法人なろっぷスクール理事長 倉田榛子 氏

自宅を開放し4世帯の親たちと青少年の健全育成を目的に始めた地域における親子の自然体験・生活体験活動を行い、その後学童保育施設の開設や障害者との交流、中・高・大学生のリーダー養成、託児ボランティア等、多岐にわたる地域での実践活動の中から子どもと向き合うことの大切さを話していただいた。

(2) 常葉学園大学非常勤講師(前静岡市立西奈幼稚園長) 山本真津恵 氏

長年の幼稚園での勤務経験を通して、子どもを取り巻く環境変化は子どもだけでなく親にも影響を与え、子育てが難しくなっている現状を述べられた。親が自信をもって子育てできるよう、身近なサポート体制作りを地域社会に求められた。本質は子どもに軸足を置いた親の子育て能力を高めることで、負担軽減だけにとらわれない支援の必要性を説かれた。

第5回社会教育委員会(平成19年5月25日開催)

(3) W. D. 西河内代表 望月公美子 氏 ・ 事務局長 杉山孝 氏

県の「子どもをはぐくむ地域教育推進事業」を契機に地域教育推進協議会(コンソーシアム)を結成し、小学校を拠点に地域で子育て支援を行う5団体を束ねるWD西河内の実践報告を受けた。親子遊びや読み語りの会、未就学児の子育てサークル、スポーツクラブがあり、個々の団体活動の他に、全体で活動するイベントも企画し、地域の子どもを地域みんなで育てていく体制を紹介していただいた。

2. 家庭教育支援の問題点

次に、家庭教育支援について現時点での問題点として、本委員会が出された意見を、「親（保護者）」、「地域」、「行政」、「学校」、「企業・職場」の5つに分類して示すことにする。ただし、この分類は便宜的なものであって、各分類ごとに示した問題点も分類の枠を超えて密接にかかわっている問題点もあり、その分類のみに属するものではない。

なお、当然のことであるが、問題点の指摘とはいっても、良好な状態であったり、全く問題がなかったり、むしろそれぞれの努力によって状況が改善されていたりという例もあることも事実である。ここでの指摘は、依然としてこのような面も残ると考えられる点を列挙しているものという理解をしていただきたい。

（1）親（保護者）について

- ・家庭教育を行う中でさまざまな問題を有している。
- ・子育てや家事の内容や方法が祖父母から親へ、親から子へと、世代を越えて伝承されていない。
- ・子どもの心や発達状況を十分理解するための学習機会が普及していない。
- ・家庭教育が重要であるという認識と実際に行う子育ての方法が合致しない場合がある。
- ・住居の個室化や携帯電話の普及により、家族全体のふれあいやコミュニケーション、一家団欒が不足している。
- ・核家族化や近隣とのつきあいの希薄化から、子育てをサポートしてくれる人が身近にいない。
- ・家事・育児の負担が母親にだけ集中している。
- ・母子・父子家庭や長時間労働に従事する場合には、十分な子育ての時間が取れない。

（2）地域について

- ・子どもの安全確保が問題となっている。
- ・コミュニティ活動を活発に展開している地域があるものの、地域住民同士の交流が減り人間関係が希薄化してお互いを知らないことが多く、地域住民と子どもたちとの関わりあいや共通認識、意思疎通が少なくなっている。
- ・地域活動の高齢化が進み、若い世帯や世代が参加しにくい雰囲気がある。
- ・老人会や婦人会のように世代別・性別等に分けられている地域における住民自治活動の中では、子どもも一緒に参加できるものが少ない。
- ・家庭教育をサポートする地域活動については、その活動がどの地域でも住民

全体にいきわたっているとはいいがたい。

- ・地域の大人がみんな子どもを育てるといった雰囲気が希薄である。

(3) 行政について

- ・社会教育に対する意識の低さや家庭教育に関与するためらいがあるように見受けられる。
- ・個々の事情に対応したきめ細かな支援策が確立されていない。また、行政のみで行うことに限界がある場合の、住民を含めた民間との協力体制が確立されていない。
- ・福祉行政と教育行政のかかわり方など、縦割り行政の見直しが必要である。
- ・長期的な展望を持ちかつ既存のものを有効活用した、継続的事業や施策があまり打ち出されてこない。
- ・企業に対する働きかけが少ない。

(4) 学校について

- ・親(保護者)との関わり方を再考する必要がある(配慮しすぎたりする一方で、モンスターペアレントなる言葉も登場するほどの猛烈な親への対応に苦慮している)。
- ・各学校がホームページを作成したりする努力をしているが、学校の実態を十分に公開できていない。
- ・地域などにおける教育問題でも学校がすべて抱え込んでしまう状況にある。
- ・家庭にあっても、常に子どもの生活や親の子どもへの評価が学校中心になってしまっている。
- ・地域や行政と十分な連携・協力ができていない。

(5) 企業・職場について

- ・企業・事業所の規模により育児に関わる制度等の格差が大きい。
- ・「ワークライフバランス」(子育てと仕事の両立)が実現できるような労働時間や勤務形態があまり普及していない。
- ・企業の社会貢献の姿勢は徐々に積極的になってはいるが、子育てに対する企業の取り組み姿勢の検討は依然として課題である。
- ・休暇を取るのに職場に気兼ねをしないといけないような社会の風潮がある。
- ・子育てでいったん仕事を離れた場合の企業の受け入れ態勢が不十分である。

3. 現状及び問題点への対応

これらの家庭教育や家庭教育支援の現状や問題点への対応としては、それぞれの課題にそれぞれの関係部署が対応する方法もあれば、似たような課題に関係部署が協力し合って対応する方法もあると思われる。行政がどのような対応をとるにしても、私たち県民の一人一人が家庭教育についてどのような認識を持っているかということも重要であろう。

そこで、第 2 章では、行政施策の基礎になる支援施策の方向を検討し、第 3 章において具体的な施策を提案することにした。

第2章 家庭教育支援施策の方向

平成18年12月に改正された教育基本法では、第10条として家庭教育に関する条項が挙げられ、家庭教育において、保護者が子に「生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」ことが明記され、国及び地方公共団体にも家庭教育支援の役割を課していることはすでに述べたとおりである。

教育基本法では国による家庭教育への介入を避けるためもあって、きわめて包括的な表現にとどまっているが、家庭教育において重要なポイントは、すでにさまざまな書物等でも述べられている。本報告では、静岡県において家庭教育支援施策が展開されるにあたり、その支援の結果現れるであろう望ましい家庭教育のありようを、施策のめざすべき方向として掲げることにはしたい。それらは、子どもの周りにいる大人の心がまえとでも言うべき事柄であり、教育基本法の条文から導き出される具体的な保護者等の態度や心がまえととらえることができるものでもある。なお、これは、財団法人松下教育研究財団の「こころを育む総合フォーラムからの提言」（平成19年1月）に触発された委員の提起を基礎に、意見交換・議論が行われた結果でもある。

委員会ではその内容について忌憚のない意見交換が行われるとともに、社会教育委員会としてどこまで踏み込んで提起することが許されるか等、社会教育委員の役割に関する議論も行いつつ、以下のような問題提起をする形に落ち着いたことも付記しておきたい。

行政は、以下のような「心がまえ」をふまえた、家庭教育支援施策の具体的な方法を検討することが求められるであろう。

（1）愛情を前提にすること

〔たとえば、こんな風なことを考えませんか〕

- ・ 愛情をそそぐとは、子どもと話をしたり、目と目をあわせてほほ笑んだり、手をさすってあげたり、そしてしっかり抱きしめて、大人がそばにいて見守っている安心感を伝えてあげることです。

ある時、素敵なお母さんを見かけました。赤ちゃんのおむつを替えながら「今日はお天気が良くて気持ちいいわねー！ そうなのね！ おむつとるとうれしいのね！ うん、うん、そう、そう！」と感じたままのおしゃべりです。そのうちに赤ちゃんもお母さんの声に「あ～！ う～！ う～！」と答え始めました。お母さんの声のトーンはおなかの中にいたときに聞いていた音です。その音を聞くことで赤ちゃんの気持ちが安らぐのですね。子育てしている私たち大人は、子どもの気持ちが安らぐおしゃべりをしてあげましょう。（T. Y.）

- ・ 子どもを殴るということはもちろん好ましいことではないでしょう。あるいは無関心でいるということも勧められることではないのでしょうか。しかし、それも、程度や時と場合によつてか、その人・その家の方針だということでもあるかもしれません。(M. S.)

◇もちろん、この他にも愛情の注ぎ方は多様に存在しています。どんな愛情の注ぎ方があるのか考えてみることもいいでしょう。

(2) 人格の尊重を意識すること

[たとえば、こんな風なことを考えませんか]

- ・ たとえ子どもであっても、その人がそこに存在することをしっかりと認めることはとても重要なことです。そのことにより人は自分に自信を持ち「この世に生きていてよかった」と思えるようになるのです。そして、認めることの表れが、褒めたり叱ったりという行動になります。

褒めるということはその人を認めていること、人を受け入れていることです。人を受け入れることとは自分が優しくなっていることです。人を褒めるということは、褒める側も最初は照れくさいように感じるかもしれません。でも「はじめの一步！」まず言葉に出してみましょ。どんなことでもいいのです。相手が子どもですと褒めやすくなります。赤ちゃんならば、母乳をたくさん飲んでくれただけでもお母さんにとってはうれしいことです。「たくさん飲んだわね〜！いい子だわね」。離乳期ならば一生懸命作った離乳食をよく食べてくれたならばお母さんはほっとします。そのほっとした気持ちを伝えましょ。

年齢が大きくなつたら、身の回りのことができたり当たり前と思わないで、できたことを一緒に喜びあえばいいのです。それが自然に褒め言葉になり伝わっていくことでしょう。(T. Y.)

- ・ 褒める・叱るなど、直接表情に表す・表現をするということではなくても、関心を持ち、心配をするということはあるのでしょうか。無口で頑固なお父さんの存在も全くダメだというものでもないかもしれません。(M. S.)

◇褒めたり叱ったりすることの背景には、子どもの人格を尊重することがあることを、そのやり方は多様だということも考えていいでしょう。

(3) 生命の尊厳を意識すること

[たとえば、こんな風なことを考えませんか]

- ・ 子育てでは、ヒトという動物として生まれてきた以上、その種の保存と繁栄のため

めには欠かせない行為ともいえます。この自然の行為に関わることは、理屈抜きに幸せな気分を伴うものなのです。

確かに子育ては、大人の思い通りにいかないことばかりで、本当に大変です。しかし、子どもと一緒に過ごしていると、子どものちょっとしたしぐさや行動、おしゃべりに、ほかでは味わえないような感動を感じます。これは、「命が生まれて育っていく」というこの上ない大切なことにかかわるからこそ味わえる感動なのでしょう。この感動を忘れず、子どもに接することが、やがて大人になって子どもを育てる立場となる子どもにとっても大切なことなのです。(Y. M.)

- ・ 生命の尊厳を意識するということは、深い信頼と愛情が基礎にあっての話だと思われます。また、生活に余裕がある時に意識できることなのかもしれません。時に、理屈抜きに「もういや」と思うこともあるのだと思います。その時には、理屈で考えてみることはできないのですが、理屈で考えるという習慣も身につける必要があるのでしょうか。でも、余裕の持てる生活環境が前提になるのかもかもしれません。(M. S.)

◇日常的に生命の尊厳を意識し、生命をつないでいくことの意味を考えてみることができるといいですね。

(4) おとな自身の生き方が問われるという意識をもつこと

[たとえば、こんな風なことを考えませんか]

- ・ 子どもは大人の鑑とよく言われます。何も知らない子どもは、この世を生きていく術を大人から学ぶのだと言われます。それは、話し方や食習慣、ファッションなどの生活に関わるものから価値観や善悪の判断、さらに価値観まで。当然、一人の大人からのみの影響ではなく、その子が育っていく過程で関わった全ての大人の生き方が影響するのですが、最も近くにいる大人からの影響が最も大きくなることは、想像に難くありません。あなた自身の行きの姿勢をもう一度見直してみませんか？この子のために。(T. S.)
- ・ 親には親の人生があり、子どものために全てを犠牲にして、行動する必要はないと考える方もいる事でしょう。聖人君子でいる事は不可能であって、親にも感情があり、自然体でいる事こそ価値があると考えられる事も可能です。社会の規範は単一ではありませんが、少なくとも、自信を持って自分自身の生き方を示しましょう。(S. T.)

◇おとな自身が日常的に生きる姿勢をしっかりすること、さまざまな状況の中でも子どものことを考えながら生活をしていくことが重要なのでしょ
うね。どのように考えるかは、その人そのケースによるのでしょ
う。

(5) 自律を基礎に協働を意識すること～社会のみんなで子どもを育てる～

[たとえば、こんな風なことを考えませんか]

- ・ 子どもはある家族のもとに生まれてはきますが、成長していく過程では、家族以外のいろいろな人とかかわっていくものです。その中で、子どもは、大人を見て、そして見守られて、自然に育っていくのです。家族で成り立つ「家庭」で子どもの成長を見守りサポートすることは基本でありとても重要なことです。しかし、それだけで子どもは社会で独り立ちできるような人間にはなれません。社会のだれもがそれぞれの立場で子どもの成長を見守りサポートすることが大切なのです。

また、現在では、家庭そのものの子育ての手も足りません。いたとしても、一人孤独に子育てで悩み疲れてしまっている母親や父親もいます。家庭が孤立せず、子どもの成長にふさわしい場になるためにも、「社会のみんなで子どもを育てよう」という雰囲気が重要なのです。(Y. M.)

- ・ 世の中には、あまり社交的ではない人も見かけられます。もちろんそれはそれでいいのですが、相談すれば、さまざまな見方・考え方や解決方法があるということにも気がつくものです。(M. S.)

◇責任や自律ということをどう考えるかも必要でしょう。行政などは地域の人々の協働の環境整備を積極的に進めてもらいたいものです。

第3章 家庭教育支援施策にむけての提言

家庭教育支援施策が実施されることにより、現状の家庭教育および家庭教育支援の問題点が解決することはまずもって重要であるが、同時にそのことが、教育基本法第10条の条文にかなったものであることも重要である。そこで、施策の提言をまとめるにあたっては、教育基本法第10条に掲げられている家庭教育の内容を施策の主な目標と位置づけ、その目標を達成する施策策定のためのアイデアを大小問わず提言することとした。

なお、ここでは、新たなアイデアを提案すると同時に、静岡県教育委員会の「平成20年度教育行政の基本方針と教育予算」に掲載されている既存の施策の中で、関連する施策を目標ごとに分類して列挙した。現状の施策もただ漫然と行うのではなく、各目標の達成に向けた取り組み姿勢に変えることで、より有意義な施策となることを期待したい。

目標1 生活のために必要な習慣を身に付けさせる。

この目標達成に関連する現状の施策としては以下のものが挙げられる。

- ・通学合宿の推進
- ・「親学」の推進
- ・「地域の青少年声掛け運動」推進

さらに、次のような取り組みが行われることを期待したい。

(1) 規則正しい生活習慣を身に付ける。

- ・保護者の「必要な生活習慣について」の学習機会の確保(家庭教育学級の開催、子育て手帳等の冊子の配布およびテキストの作成など)
- ・家庭での「早寝、早起き、朝ごはん」の推進
- ・普段の生活の中でのあいさつの実践

(2) 身の回りの片づけができる習慣を身に付ける。

- ・親子参加での野外活動体験
- ・親子で参加する「地域清掃の日」の設定
- ・学校の生活参観

目標2 自立心を育成する。

この目標達成に関連する現状の施策としては以下のものが挙げられる。

- ・問題を抱える子ども等の自立支援

- ・自立した社会人・職業人の育成（キャリア教育の推進）
- ・豊かな体験活動の推進
- ・「読書県しずおか」づくり（家庭・社会）
- ・「親子で楽しむ遊び体験活動」の推進
- ・ふじのくにユースリーダーの養成
- ・青少年教育施設の活用
- ・奉仕・体験活動の実施及び指導者の養成
- ・人権教育推進体制の整備

さらに、次のような取り組みが行われることを期待したい。

（１）善悪の判断を身に付ける。

- ・家庭での年中行事を大切にし、子どもの規範意識を育む。
- ・中高生の家事手伝いの推奨
- ・保護者の社会活動参加の推進
- ・人生観を考えるための、地域のあらゆる分野の人材・場の活用

（２）社会体験活動を通して社会性を育む。

- ・自ら企画したボランティア活動への参加推奨
- ・継続的な地域活動、NPO活動等への参加促進
- ・学校教育活動の緩和(学業中心の教育観の是正)による活動時間の確保
- ・地域活動の子どもの受け入れ体制の見直し(社会的役割を与えるシステム作り)

目標３ 心身の調和のとれた発達を図る。

この目標達成に関連する現状の施策としては以下のものが挙げられる。

- ・スクールカウンセラーの配置
- ・教員の子どもと向き合う時間拡充のための外部人材の活用
- ・「心のふるさと」推進（相談員・スクールソーシャルワーカーの配置）
- ・教育相談体制の充実
- ・食育の推進（栄養教諭の適正な配置、朝食クイックメニューの普及等）
- ・放課後子ども教室の推進
- ・身近な相談体制への支援
- ・有害情報環境対策などの青少年を取り巻く社会環境整備
- ・青少年交流スペースの設置
- ・思春期健康教育の推進
- ・スポーツ振興システムの構築（地域スポーツクラブ育成支援）

- ・子どもの健康を守る地域専門家総合連携
- ・学校支援地域本部の設置

さらに、次のような取り組みが行われることを期待したい。

(1) 「食」と「健康」を大切にする。

- ・食育推進計画の策定及び推進
- ・食と健康に関する学びの場の充実
- ・食と健康に関する体験活動・実践活動の場の充実と提供

(2) 子どもらしい遊び(外遊び)のできる環境をつくる。

- ・安全な地元の公園づくり
- ・プレーパークの充実と設置促進
- ・青少年活動(団体)への活動場所の提供

(3) 子どもの心身を支える家庭づくりをサポートする。

- ・家庭の問題を気軽に相談できる機会・場所の設置
- ・DV(ドメスティックバイオレンス)への対応
- ・社会の現状に対応した小・中・高一貫の性教育プログラムの開発
- ・子どもの現状を把握するための家庭と学校の情報の共有・交換

目標4 家庭・学校・行政の実情に合わせた支援及び体制をつくる。

この目標達成に関連する現状の施策としては以下のものが挙げられる。

- ・特別支援教育体制の推進
- ・県立中央図書館の機能充実
- ・地域の教育力の向上推進
- ・「静岡県家庭の日」の推進
- ・父親の家庭教育への参加促進
- ・子育て支援のテレビの放送
- ・家庭教育啓発のための企業訪問
- ・地域の家庭教育支援体制の整備
- ・クレーム対応学校支援
- ・地域ぐるみの学校安全体制の整備推進

さらに、次のような取り組みが行われることを期待したい。

(1) 主に家庭に注目した場合

- ・さまざまな家庭形態（一人親家庭、共働き家庭、専業主婦のみが子育てを抱え込んでしまっている家庭等）に応じた支援体制づくり

(2) 主に学校に注目した場合

- ・家庭・学校・地域の役割分担の明確化に向けた話し合いの充実

(3) 主に行政に注目した場合

- ・地域・コミュニティ組織の活用による身近な子育て支援体制の整備
- ・PTAをはじめとする既存の社会教育団体、青少年教育団体の活用及び活性化
- ・行政の企業に対する協力要請（子育て支援優良企業の表彰、企業での家庭教育講座実施の促進など）
- ・地域の人材の活用（教育支援者リストの作成など）
- ・地域における新たな教育サービスを志す人との連携及び支援体制の強化
- ・不登校の子どもの居場所づくり（フリースクール）確保への支援
- ・家庭や学校に居場所がない子どもたちへの居場所に関する情報提供システムの構築

(4) その他

- ・家庭教育に関する学習の体系化（各種家庭教育に関する教室・講座等の県内共通の単位化、子どもの発達段階に応じた「親学習プログラム」の開発と普及（これから親になる世代も対象、交流や体験を通じたグループワーク中心など）
- ・家庭教育に関する学習を行っている人への税制面や料金面での優遇措置
- ・家庭ではできない場合の支援者の養成
- ・家庭教育の重要性の継続的PR

おわりに

本報告書では、家庭教育支援の現状と問題点を把握した上で、これからの家庭教育支援の方向性を明確にし、さらに具体的な家庭教育支援施策のアイデアを提案した。第1章や第3章でみたように、家庭教育支援のための活動や施策は、今現在も多岐にわたって幅広く行われている。それにもかかわらず、不十分な感が否めない場合もある。

現状の個々の活動が、教育基本法で明確にされた家庭教育の目標に向かって連携を取り合って結びついた活動になること、また、既存の仕組みに縛られず、現状に一番ふさわしい仕組みや組織に組みかえて活動が行われること、意欲のある人々の活動が行政により十分サポートされ、そのことにより住民との協働によって施策が展開されること、など、新たな視点からの家庭教育支援への取り組みが重要と思われる。ぜひ、このような家庭教育支援のための仕組みが模索されることを期待したい。

第30期静岡県社会教育委員（任期：平成18年8月1日～平成20年7月31日）

（敬称略）

	氏名	役職名等	備考
1	太田 順一	静岡県市長会（菊川市長）	
2	海瀬 俊子	静岡県地域女性団体連絡協議会副会長	
3	工藤 達朗	都市教育長協議会（沼津市教育長）	
4	久保田 力	日本プレイセンター研究会代表 （浜松大学健康プロデュース学部教授）	
5	佐藤 皆緒	静岡県PTA連絡協議会顧問	
6	杉本 彰子	NPO法人生き生きネットワーク理事長	
7	杉本 忠重	ボーイスカウト静岡地区コミッショナー （元（社）静岡青年会議所理事長）	WG委員
8	鈴木 眞理	青山学院大学文学部教育学科教授	委員長
9	鈴木 理世	NPO静岡県青年団連絡協議会副会長	
10	高木 敦子	アムズ環境デザイン研究所代表取締役	
11	豊岡 武士	静岡県公立高等学校PTA連絡協議会長	
12	西 雅寛	協立電機（株）代表取締役社長	
13	西村美佳孝	フリースクール「空」代表	
14	原田 誠治	（株）静岡新聞社主筆	副委員長
15	広瀬 敏通	ホールアース自然学校代表	
16	松永由弥子	静岡産業大学情報学部准教授	WG委員（座長）
17	南山 和聖	静岡県社会教育委員連絡協議会副会長 （沼津市社会教育委員長）	WG委員
18	武藤 葉子	静岡県校長会（掛川市立第一小学校長）	
19	吉田 隆子	NPO法人こどもの森理事長 （日本大学短期大学部教授）	WG委員
20	吉田 昌弘	静岡県高等学校長協会 （県立富士高等学校長）	

WGはワーキンググループ

第30期静岡県社会教育委員会審議経過の概要

開催回	開催期日	審 議 内 容 等
第1回	H18. 9. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長・副委員長の選出 ・ 審議題「家庭教育支援のあり方と方策」の決定
第2回	H18. 11. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の審議内容の方向性について ・ 国、県の「家庭教育支援」施策の現状について
第3回	H19. 1. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県、市町の「家庭教育支援」施策の現状について ・ 今後の審議スケジュール等について
第4回	H19. 3. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育をめぐる現状と課題について ・ 平成19年度社会教育関係団体の事業概要及び補助金について
第5回	H19. 5. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育をめぐる現状と課題について
第6回	H19. 7. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育支援における行政の関与について
第7回	H19. 9. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育支援における行政の関与について
第8回	H19. 11. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第30期報告の内容と方向性について
第9回	H20. 1. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第30期報告内容の検討
第10回	H20. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第30期報告内容の検討 ・ 平成20年度社会教育関係団体の事業概要及び補助金について
第11回	H20. 5. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第30期報告内容の検討
第12回	H20. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第30期報告書(最終案)の内容について

ワーキンググループでの検討内容

開催回	開催期日	検 討 内 容 等
第 1 回	H19. 12. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第30期報告の骨子について
第 2 回	H20. 2 . 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子案（第 1 章、第 2 章）の修正について ・ 必要なデータについて
第 3 回	H20. 3 . 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子案（第 1 章、第 2 章）の修正について ・ 必要なデータについて
第 4 回	H20. 5 . 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第30期報告の内容について 「はじめに」「第 1 章」「第 2 章」「第 3 章」原稿検討
第 5 回	H19. 5 . 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第30期報告書(最終案)の内容について

報 告 日 平成20年7月28日
発 行 静岡県教育委員会社会教育課(事務局)
〒420-8601
静岡市葵区追手町 9-6
静岡県教育委員会社会教育課
電 話 054-221-3160
FAX 054-221-3362
ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-08/>